

山梨県障害児（者）福祉施設災害復旧費補助金交付要綱

（通則）

第1条 山梨県障害児（者）福祉施設災害復旧費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した障害児（者）福祉施設が、暴風、洪水、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた場合に、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

（補助金の交付の対象及びその補助率）

第3条 この補助金の交付の対象は別表1に掲げる施設とし、補助率は別表2に掲げるとおりとする。

ただし、別表3の第1欄に基づく事業として同表第2欄に定める施設の整備を行う場合には、補助率は同表第3欄のとおりとする。

2 この補助金の交付の対象となる経費は、別表4に掲げるとおりとする。

ただし、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

（1）土地の買収又は整地に要する費用

（2）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

（3）職員の宿舎に要する費用

（4）門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。）

（5）災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの

（6）明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの

（7）その他災害復旧費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

第 4 条 補助金の交付額は、次により算出する。

なお、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 4 の第 2 欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額 (社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。) を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 別表 2 の第 1 欄に定める施設の種類ごとに、別表 4 の第 1 欄により算出した基準額の合計額を算出する。
- (3) 第 1 号により選定された額と第 2 号により算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額に、別表 2 の第 5 欄又は別表 3 の第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者 (以下「補助事業者」という。) は、補助金交付申請書 (様式第 1 号) に関係書類を添え、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは補助金の交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定申請書 (様式第 2 号) により通知するものとする。

(交付の条件)

第 7 条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次のものを変更しようとするときは、変更 (中止・廃止) 承認申請書 (様式第 3 号) を提出し、知事の承認を受けること。
 - (ア) 建物の規模、構造又は用途 (施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)
 - (イ) 建物の設置場所の変更
 - (ウ) 入所定員又は利用定員
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、変更 (中止・廃止) 承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。
- (5) 前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の知事の承認を受け、財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならないこと。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならないこと。
- (10) 地方公共団体以外の補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。
- ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除く。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(12) 地方公共団体以外の補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については一般競争入札に付するなど県の契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第6号)に関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第7条第1号に基づく承認をした場合には、その承認した内容)に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 特別の事情により、第4条に定める交付額の算定方法並びに第5条及び第8条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月31日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

別表 1

1 区 分	2 大分類	3 中分類	4 小分類
<p>障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 6 項に規定する療養介護、同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する自立訓練、同条第 14 項に規定する就労移行支援及び同条第 15 項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第 12 項に規定する障害者支援施設</p>	<p>障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 障害者支援施設</p>		
<p>障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護、同条第 4 項に規定する同行援護、同条第 5 項に規定する行動援護、（以下「居宅介護」という。）、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 10 項に規定する共同生活介護、同条第 16 項に規定する共同生活援助及び同条第 17 項に規定する相談支援を行う事業所</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所（以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所</p>		
<p>身体障害者福祉法第 5 条第 1 項に基づく身体障害者社会参加支援施設、昭和 37 年 2 月 27 日社発第 109 号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム及び平成 8 年 5 月 10 日社援更第 133 号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p>	<p>身体障害者福祉センター</p>	<p>身体障害者福祉センター A 型 身体障害者福祉センター B 型 身体障害者デイサービスセンター</p>

<p>支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センター（以下「身体障害者社会参加支援施設等」という。）</p>	<p>盲人ホーム 市町村障害者生活支援センター</p>	<p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>身体障害者更生センター 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>障害者総合支援法第5条第26項に規定する地域活動支援センター</p>	<p>地域活動支援センター</p>		
<p>障害者総合支援法第5条第27項に規定する福祉ホーム</p>	<p>福祉ホーム</p>		
<p>児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設、第6条の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所及び昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センターの設置について」に基づく心身障害児総合通園センター</p>	<p>児童福祉施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター</p>	<p>障害児入所施設 児童発達支援センター</p>	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター</p>

児童福祉法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援及び同条第6項に規定する障害児相談支援を行う事業所	保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		
---	---------------------------	--	--

別表 2

1 施設の種類	2 設置根拠等	3 設置者	4 補助根拠等	5 補助率
(1)障害者支援施設等 ア 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)	予算措置	3 / 4
		(ウ) 社会福祉施設等施設整備費補助金を受けて整備した障害福祉サービス事業所を有する一般社団法人又は一般財団法人	予算措置	3 / 4
イ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第3項又は第4項	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人等。医療法人を除く。)	予算措置	3 / 4
ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、共	障害者総合支援法第79条第2	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4

同生活介護事業所、 共同生活援助事業 所、及び相談支援事 業所	項	(イ) 社会福祉法人等	予算措置	3 / 4
		(ウ) 社会福祉施設 等施設整備費補 助金を受けて整 備した居宅介護 事業所、短期入所 事業所、共同生活 介護事業所、共同 生活援助事業所、 及び相談支援事 業所を有する一 般社団法人又は 一般財団法人	予算措置	3 / 4
エ 地域活動支援セ ンター	障害者総合支援 法第77条第1 項第4号及び第 79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人等	予算措置	3 / 4
オ 福祉ホーム	障害者総合支援 法第77条第3 項及び第79条 第2項	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人等	予算措置	3 / 4
		(ウ) 社会福祉施設 等施設整備費補 助金を受けて整 備した福祉ホー ムを有する一般 社団法人又は一 般財団法人	予算措置	3 / 4
(2) 身体障害者社会参加 支援施設等				
ア 補装具製作施設 及び視聴覚障害者 情報提供施設(中分 類)	身体障害者福祉 法第28条第2 項又は第3項	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	3 / 4
イ 身体障害者福祉 センター(中分類)	身体障害者福祉 法第28条第2 項又は第3項	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	3 / 4
ウ 盲導犬訓練施設 (中分類)	身体障害者福祉 法第28条第2 項又は第3項	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	3 / 4
		(ウ) 公益社団法人、 公益財団法人又 は特例民法法人	予算措置	3 / 4

		(I)社会福祉施設等 施設整備費補助 金を受けて整備 した盲導犬訓練 施設を有する一 般社団法人又は 一般財団法人	予算措置	3 / 4
エ 盲人ホーム	昭和37年2月 27日社発第1 09号厚生労働 省社会局長通知 「盲人ホームの 運営について」	(ア) 市	予算措置	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	3 / 4
オ 市町村障害者生 活支援センター	平成8年5月1 0日社援更第1 33号厚生省社 会・援護局長通知 「市町村障害者 生活支援事業の 実施について」	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	3 / 4
(3)児童福祉施設等 ア 障害児入所施設 (中分類)	児童福祉法第3 5条第3項又は 第4項	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人 又は日本赤十字 社若しくは公益 社団法人、公益財 団法人又は特例 民法法人	児童福祉法 第56条の 2第1項	3 / 4
イ 児童発達支援セ ンター(中分類)	児童福祉法第3 5条第3項又は 第4項	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人 等	児童福祉法 第56条の 2第1項	3 / 4
ウ 児童発達支援事 業所及び放課後等 デイサービス事業 所	児童福祉法第3 4条の3第2項	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	3 / 4
(4)保育所等訪問支援事 業所及び障害児相談 支援事業所	児童福祉法第3 4条の3第2項	(ア) 市町村	予算措置	3 / 4
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	3 / 4

別表 3

1 区 分	2 対象施設の種類	3 補助率
<p>地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<p>障害児入所施設（中分類） 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）</p>	5 / 6
<p>地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<p>障害児入所施設（中分類） 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。）</p>	5 / 6

別表 4

算 定 基 準

1 基 準 額	2 対 象 経 費
知事に協議して承認を得た額	障害児(者)福祉施設の災害復旧(施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、知事が必要と認めた復旧を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条第2項ただし書きに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)